

農林業系廃棄物（牧草・稲わら・堆肥）の処理について

放射性物質汚染対処特措法に基づき、指定廃棄物として国が最終処分を行うことになっているが、本市の 8,000 ベクレル/kg を超える農林業系廃棄物（牧草・稲わら・堆肥）については、各農家がそれぞれのほ場等で保管している状況にある。本年度は、環境省へ指定廃棄物の指定申請を行い、指定後に、環境省と保管に関する委託契約を締結し、保管管理を実施する。

□農林業系指定廃棄物（牧草・稲わら・堆肥）の保管状況

対象農家：59 戸

保 管 量：2096.7t（牧草 1679.5t＋稲わら 81.2t＋堆肥 336.0t）

□指定申請戸数

対象農家：59 戸

□保管工事の概要

周辺への環境影響を防止するため、遮水シート等による廃棄物の飛散流出の防止及び汚水の流出防止など、外界との遮へい措置を講じた隔離一時保管工事を実施。

概算事業費：120,000 千円

施工対象農家：43 戸 ※牧草（41 戸）＋稲わら（1 戸）＋堆肥（1 戸）＝43 戸

※平成 23 年度に、稲わら（11 戸）・堆肥（5 戸）の隔離一時保管工事については実施済。

□予算措置

環境省との委託契約に基づき、全額国負担。

9 月補正予算にて計上予定。

□工期

10 月～翌年 3 月末まで

□工事後の保管管理

工事完了後、最終処分場が整備されるまでの間は、空間線量の測定、保管記録、草刈等の保管管理を実施。（全額国負担）